

令和 6 年 1 2 月 2 日 健康保険証の廃止の件

令和 6 年 7 月 2 5 日

ロイヤルホテル健康保険組合
加入者のみなさま

令和 6 年 1 2 月 2 日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証※による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！（最大 1 年間有効とする経過措置が設けられています）

それに伴い、令和 6 年 1 2 月 2 日以降の健康保険証の新規発行を終了します。

新規発行の具体例

- ・新規の資格取得や扶養認定
- ・減失に伴う再交付
- ・婚姻などによる氏名変更
- ・事業所転籍

すでにマイナンバーカードを医療機関・薬局で健康保険証として利用することができるようになっています。

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの保険証利用登録を行ってください。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法はこちら

【厚労省 HP ([マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsoku/seisaku/mina_hokensho.html))】

使っていいな！マイナ保険証（動画）

【スッ・顔・ピッの使い方編 (<https://www.youtube.com/watch?v=7aQoMXsuRwk>)】

※マイナ保険証とは・・・

健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。

※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。

今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。